

今月の



隣に伝えたい

新たな言葉と概念

【脳卒中・循環器病対策基本法】

英 Stroke and Cardiovascular Disease Control Act

【用語解説】

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(2018年12月公布、2019年12月施行)の略称。本基本法は、脳卒中・心臓病その他の循環器病(以下、循環器病)が主な死因および要介護状態になる原因疾患であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進して健康寿命を延ばすことを目的としている。本基本法では、目的、基本理念、関係者の責務、基本的施策が謳われ、循環器病対策推進基本計画や循環器病対策推進協議会等について定めている。国は循環器病対策推進協議会の意見に基づいて循環器病対策推進基本計画を策定し、少なくとも6年毎に評価・見直しを行う。厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対して循環器病対策推進基本計画の実施等について必要な要請を行い、都道府県は、都道府県循環器病対策推進協議会を設けるなどして関係者の意見を聴き、都道府県循環器病対策推進計画を定める。2020年10月に閣議決定された循環器病対策推進基本計画の全体目標は、1. 循環器病の予防や正しい知識の普及、2. 保健、医療、福祉に係るサービスの提供体制の充実、3. 循環器病の研究推進に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を図ることである。また、基盤として循環器病の診療情報の収集・提供体制を整備し、それを活用する公的な枠組みを構築する。現在(2021年1月)、都道府県が都道府県循環器病対策推進計画の作成を行っている段階である。

(国立病院機構 九州医療センター 副院長 岡田 靖)

本誌31pに記載